

紹介

犯罪・非行の予防・社会復帰の拠点を開設しました

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、社会奉仕の精神をもって、罪を犯した人や非行をした少年たちの円滑な社会復帰を助けるとともに、犯罪や非行の予防啓発に取り組み、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

令和8年2月から地域における更生保護(保護司)の諸活動の拠点として日野地区サテライト型更生保護サポーターセンターを開設しました。地域での犯罪・非行に関する相談、更生保護に関する問い合わせなどお気軽にご連絡ください。



日野地区サテライト型 更生保護サポーターセンター

【住所】

日野町河原一丁目1番地
(保健センターの北側)

【開所日時】

月曜日、水曜日、金曜日
10時～12時、13時～15時

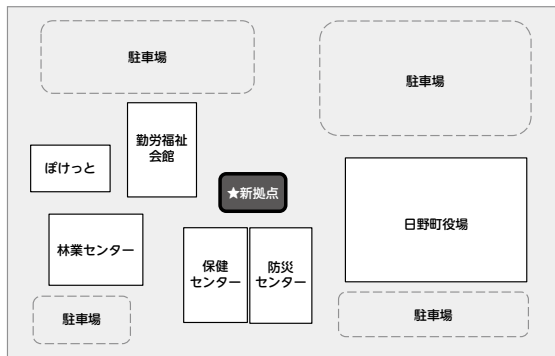
【問い合わせ先】

☎0748-29-3207
(FAX兼用)

開所時間のみつながります。



国道477号

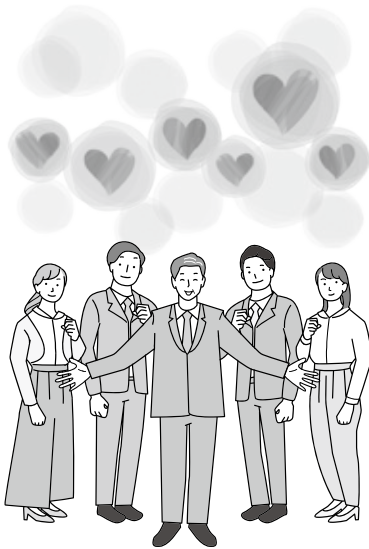


「ご存じですか？」

「社会を明るくする運動」

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動であり、今年で76回目を迎えます。

7月の「社会を明るくする運動」強調月間に合わせ、日野町でも町長や教育長、保護司会、各種団体などによる推進委員会を設置し町内各地で街頭啓発を実施します。また、7月3日(金)に林業センターにて「社会を明るくする運動」日野大会を開催します。



問

日野町社会福祉協議会

☎0748-52-1219

福祉保健課

地域共生推進担当

☎0748-52-6524

固定資産税に関するお知らせ

家屋の取り壊しや用途変更を された方は届け出をお願いします

家屋の取り壊しについて

家屋の全部または一部を取り壊された方は、家屋取壊届を提出してください。家屋を取り壊した年の12月末までに届け出がない場合、翌年も固定資産税が課税される場合があります。届け出を受理後、実際に建物が滅失されていることが現地で確認できれば、翌年度からその家屋についての固定資産税は課税されません。

家屋の用途変更について

用途変更とは、住宅を店舗や事務所として使用するなど、建築当時の用途から現在使用している用途が変わったことをいいます。用途変更をされた方は家屋用途変更申告書を提出してください。申告いただくと、当該家屋にかかる評価額を次の評価替え時から修正いたします。

届け出方法

家屋取壊届・家屋用途変更申告書を税務課固定資産税担当へ提出してください。届け出用紙は税務課窓口での受け取り、もしくは町のホームページから印刷することができます。



家屋取壊届



家屋用途変更申告書

問

税務課 固定資産税担当
☎ 0748-52-6572

「夏の交通安全県民運動」が実施されます

7月15日(水)～24日(金)の期間、「夏の交通安全県民運動」が実施されます。

夏季の行楽シーズンに向けて交通量が増加するほか、夏休みに伴い、子どもたちの活動が活発化するこの時期において、事故の防止と正しい交通マナーの習慣付けをめざし、重点項目を挙げ交通安全運動に取り組みます。

交通安全運動の重点項目

- ① 横断歩道利用者ファースト運動の推進などによる歩行者の安全の確保
- ② 自転車・特定小型原動機付自転車(電動キックボードなどの小型モビリティ)の交通ルールを理解・遵守の徹底
- ③ 飲酒運転・ながら運転などの危険運転の根絶

問

交通環境政策課 環境政策担当 ☎ 0748-52-6578

令和8年度防衛省自衛官等採用試験のご案内

コース	2等陸・海・空士（任期制自衛官）（陸海空）	一般曹候補生（陸海空）
応募資格	18歳以上33歳未満の方（32歳の場合は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方）	
受付期間	通年実施しています。 地域事務所にお問い合わせください。	第2回：7月1日（水）～9月1日（火） 第3回：9月15日（火）～11月20日（金）
試験期日	受付時にお知らせします（Web方式）	
処遇等	2等陸・海・空士（任期制自衛官）に任用され、陸上は2年（一部技術系は3年）、海空は3年を1任期として任用します。	入隊後2年9か月経過後、選考により3等陸・海・空曹に昇任します。

※その他の受験種目につきましては、気軽にお問い合わせください。

問

自衛隊滋賀地方協力本部 近江八幡地域事務所 ☎ 0748-33-2103

自衛隊滋賀地方
協力本部
ホームページ ▶

